

会 議 議 事 録

1 会議名	令和6年度 第1回長岡市権利擁護地域連携協議会
2 開催日時	令和6年7月22日（月曜日） 午後1時30分から午後3時30分まで
3 開催場所	アオーレ長岡 4階 大会議室
4 出席者名	【委員】 杉森委員長、河瀬副委員長、平澤委員、清水委員、込山委員、柴野委員、関委員、川上委員、大川委員 【オブザーバー】 新潟家庭裁判所長岡支部 新井主任書記官 【事務局】 長岡市福祉保健部長 長岡市福祉総務課長、担当係長、担当主事 長岡市社会福祉協議会事務局長ほか2名 長岡市成年後見センター担当係長、担当主事
5 委員欠席者名等	田中委員、 星野委員（春川課長代理が代理出席※） ※協議会開催要領第6の規定により、代理出席を認めたもの
6 議題	○報告事項 （1）長岡市成年後見センター活動実績について （2）第2期市成年後見制度利用促進基本計画の策定について ○議事 （1）権利擁護支援に係る各団体の取り組み状況について情報共有 （2）その他
7 資料	別添のとおり
8 審議の内容	
発信者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課担当係長	ただいまより令和6年度第1回長岡市権利擁護地域連携協議会を開催する。 初めに本協議会委員長から一言ご挨拶をお願いします。
委員長	本日はお忙しいところ、また暑い中、お集まりいただき感謝。

	本日の議題は、センターの実績報告、昨年度議論を行った長岡市成年後見制度利用促進基本計画の策定についての報告、権利擁護支援に係る各団体の取組み状況についての情報共有、以上３点と伺っている。 令和６年度の第１回目会議だが、そもそもこの協議会というのは、権利擁護に関わっている諸団体の方々との連携を強化するため、そして皆様からの自発的な協力を進めていくために作られた協議会。 今回の皆さんの取り組み状況についての情報共有についても、それと非常に関係があるところで、成年後見センターが中心となって動いているが、成年後見センターだけでは権利擁護の取組みを十分に果たしていくことはできないため、諸団体の皆様の自発的な協力が必要と考えている。 本日も活発な議論をお願いしたい。
事務局：福祉総務課担当係長	本協議会は本年度１回目の開催となる。前委員の辞任等に伴い委員１名、オブザーバー１名が変更となっている。
委員（新任）	—新任委員・新任オブザーバー挨拶—
事務局：福祉総務課担当係長	続いて次第の「３ 報告」に移る。
事務局：社会福祉協議会事務局長	資料№１に基づき、（１）長岡市成年後見センターの活動実績について報告
事務局：福祉総務課担当係長	今の報告について質問やご意見がある方は発言をお願いしたい。
委員長	７ページ目の報告で、養成講座基礎編Ⅱを修了された方で法人後見支援員として登録された方が３名いるとのことであるが、どのような方が受講され、どのような方が支援員になったのか。
事務局：成年後見センター担当主事	養成講座基礎編Ⅰ・Ⅱを受講された方は女性の方が多く、年齢は４０代から７０代の方まで幅広く受講された。年齢層で言えば仕事が一段落された世代の方、主に６０代が割合としては多かった。

	受講者の中には福祉業界の経験がある方、ボランティア経験がある方、今までそういった経験はなかったが関心を持って受講された方など様々であった。 基礎編Ⅱを修了し法人後見支援員を希望した3名については、長く日常生活自立支援事業の生活支援員を経験された方であり、支援にとっても理解のある方々。その3名は皆さん女性で、非常に丁寧な支援をされているという印象があり、法人後見支援員という立場になっても引き続き丁寧な対応をしていただけたらと思っている。
事務局：福祉総務課担当係長	続いて、（２）第２期長岡市成年後見制度利用促進基本計画の策定について報告する。
事務局：福祉総務課担当主事	資料№.2に基づき（２）第２期長岡市成年後見制度利用促進基本計画の策定について報告
事務局：福祉総務課担当係長	質疑等ないようであれば、議事に入る。 議事の進行については、本協議会開催要領第6の規定により、委員長に以後の進行をお願いする。
委員長	「４ 議事」の（１）権利擁護支援に係る各団体の取り組み状況の情報共有について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局：福祉総務課担当主事	まず、本議題を設定した理由について説明させていただく。本協議会は令和4年6月に発足し、今回通算5回目の開催となる。各委員におきまして、本協議会以外でも普段から連携されている方もいると思うが、本協議会でのみ顔を合わせるといふ方もいるだろうと思う。そこで改めて今回、各団体への取り組みや、昨今の課題を共有する時間を設けたい。 また、取り組みや課題に限らず、共有したい内容があればご説明いただけると、皆様の相互理解を深められると思う。今回の共有の中で、本協議会の議題となるようなものがあれば次回以降に取り上げさせていただく。
委員長	弁護士会として一番関わる場面は、家庭裁判所から後見人選任の依頼があり、それに具体的な弁護士を配点していくという役割の部分。

	そういう関係で主に選任の場面について、アンケートに記載させていただいた。昨年の会議でお話した時点では、長岡支部としては依頼に対して断るケースはないとしていたが、最近では断るケース出てきているという状況。 いろいろ理由がありますが、受任する弁護士が増えていないこともあり、やはり弁護士としての役割が十分果たせる範囲で受任して、その他の案件についてはできるだけ控えてということも必要じゃないかという意見がある。具体例として、例えば債務整理の時、専門性が必要ということで推薦が来ることもあります。債務整理だけが問題ということだと、そこは別の手段で解決する方法もある。後見人全体の仕事としては、本当は身上保護を中心に行う必要があり、債務整理については後見人の方が受けた後に弁護士にその部分を依頼するやり方もある。 そうすると後見報酬等の問題もあって、債務整理をする弁護士報酬の捻出が難しいという場合に関しては、例えば法テラスを活用して弁護士報酬の援助を受けることもできる。 また、若い方の場合には弁護士が個人で受けることよりも、例えば法人で受けてもらえると長く支援が継続できるなどがあり、様々な視点から受任者調整について、考えていけると良い。 センターからの報告で家裁からの依頼ケースの更なる情報収集を専門職から依頼され、対応したとあったが、私からも依頼したことがある。弁護士会の配点の仕組みとして弁護士全員ではなく、立候補で受任ができる方の名簿がある。その名簿を見て、誰に配点するかは固定ではなく輪番制になっており、新潟県内ではその時の担当が個別に名簿の中から選択していくことが現状である。長岡市の実情がよくわかっていない方の場合、直接、地域包括の方に質問しようと思っても、なかなか電話をかけにくい、顔が見えないところで電話をかけるという実情もあって、家庭裁判所からの依頼に関しても見ただけでは、これはどうしようかなという感じで悩まれる先生方もいる。そのときの配点担当の先生が依頼書だけだと弁護士では対応が難しく、もう少し情報があれば状況も変わるのではないかと考え、成年後見センターに支援者とのパイプ役になってもらい、情報収集を依頼した。 その結果、難しい案件ではありましたが、断らずに配点を依頼して受けてくれる先生が見つかった。 家庭裁判所からの依頼書だけでは判断しにくいこともあり、それ
--	---

委員	だけを見ると受けてくれる方が見つかりにくい、誰もいないのではないかという事案もある。事前の調整まではなかなか難しいが、成年後見センターに、できるだけ最初の情報の取りまとめをお願いできるケースが増えてくると、もう少し受任しやすくなるのではないかな。 弁護士会としては選任の局面に関わる部分が多く、実際に受任後は各先生に任せている状況なので、弁護士会として情報が集約しにくいのが実情である。そういうところに関しても成年後見センターに中心になっていただき、そのあとのチーム形成など、選任後のフォローについても支援をできるよう、弁護士会も協力できると良いと考えている。 家庭裁判所からの推薦依頼は3割から4割しか受任できていない状況が続いています。リーガルサポートは司法書士の団体ではあるが、任意加入団体であり、司法書士は複数人市内にいるが、実際リーガルサポートに加入しているのは、おそらく10人に満たない。そのうち、10人に満たない中で積極的に受任している方は片手で収まる程度。 しかしながら、その方々も多くケースを受任しているため、依頼があっても、なかなか受けにくい状況である。その中でも、事前に整理された情報をいただければ、困難ケースでなければ受任につながるケースはあるが、困難事例は増えてきているので、そうするとなかなか受任につながらない状況。 私は受任調整担当をしているが、受任を依頼してもお断りされるケースがあり、事情により後見を開始するという運びになると、私が引き受けざるを得ない。この状況を何とかしなければいけないが、司法書士の人数が大きく増える状況でもなく、かつ若手の方は、後見に関して及び腰の状態が続いている。リーガルサポートとしても方策を打ち出してやるべきところではあると思うが難しい状況が続いている。裁判所からの推薦依頼のほか、後見業務に取り組んでいる方は施設や、個別の繋がりからの依頼もあり、受けざるを得ないということもあるため、受ける側の状況としては厳しく、何とかしていかなくてはと考えている。 権利擁護に関して他には、リーガルサポートで講師派遣や制度の説明を無料で行っており、そういったものをぜひ成年後見センターからも依頼頂ければ、お手伝いできると思う。
----	--

委員	最後に、基本計画の中で、任意後見についても積極的に取り組んでいくとあるが、法定後見よりも、ご本人が元気なうちから取り組み、最終的な死後事務まで含めてになるので、どうしても対人間関係で合う、合わないがある。相談を受けて、マッチングしてお会いしても結局うまくいかないというケースもあるため、その仕組みづくりも、考えていかなければいけないと考えている。 昨年度は相談件数として推薦の依頼を受けたものが 164 件で、お断りしたのが 33 件。20%程度はお断りとなったが、約 80%は受任できている。 しかし、一番多かった時に比べると 100 件近く相談件数自体が減っており、2020 年度にばあとなあ新潟に推薦の基準が設けられ、1 人の会員が持てる上限のような目安が設定された。会員の中でも、後見活動を本業でやっている方も少なからずいるが、そういった方も上限が一応 20 件目安となった。決して上限ではないとは言っておりますが、実質の上限のような基準ができてしまったので、今まで難しいケースだと専門でやってくれる会員が手挙げてくれていたが、このことで相談のルートが少し狭まってしまった。 これに伴い相談件数自体も少なくなった。上限ができて、独立している方が退会し、独自で N P O 等を立ち上げ、そこで活動する会員もいるが、そこは会から外れることになるので、会としての受け皿が少なくなってしまった。 今まで困難なケースを積極的に手を挙げてくれていた後見受任をする独立型の会員がばあとなあとは別の活動を始めたこともあり、本業を持ちながら後見活動している会員が 9 割以上であるため、今年の 2 月の段階で、名簿登録者が 287 名、受任ケースの数が 760 件くらいで、一会員が 2 件ちょっと受任している状況。中には、まだ 1 件も持っていないという会員もいるので、やはり本業を持ちながら後見活動をやるというところの難しさもあり、受け皿としてばあとなあ新潟も課題がある状況。 断るケースが増えたため相談する家庭裁判所も、このケースはばあとなあに依頼しても難しいだろうと、推薦依頼の段階でいろいろ考えてくれるようになった結果、ばあとなあ新潟で受任しやすいケースについて依頼が来るが多くなっている。結果、受任できる割合も増えているのかなという状況。 ただ、そうすると、一定数地域にいる複数の課題を抱えた方について
----	--

委員	てはばあとなあでも手を挙げる方が少なく、難しいために、家裁に依頼をお返しするケースもある。 私も個人受任をしています、家裁から推薦依頼があって、このケースは手を挙げる方が少ないだろうと想定されるケースは、やはり手が挙がらずお返しすることが多い。 そのためばあとなあ新潟としては、身上保護、伴走的支援が必要な方の支援を期待されていると会員も認識していますが、ゆえに安易に手を挙げられない空気を会員は感じているように思う。 取り組みとしては、ばあとなあ新潟は、名簿登録するまでの研修も厳しい内容になっておりますし、受任してから年に2回は必ず定期的に報告をし、活動をチェックして何かある場合には会員からの相談対応を行い、不適切な事情があれば指導をしている。会としても強めの関与をしています、やはり名簿登録だけでなかなか1件目の受任について手を挙げにくい会員もいる。そのため受任件数のない方が1人目の受任について手挙げしやすくする、ゼロイチアクションに取り組んでおり、初めて受ける方に担当委員がトレーナーとして支援し、一般的な助言等を行いながら、1年後の初回報告まで一緒に実施。 去年のゼロイチアクションの実績は、20件となり一定の効果は出ている。 課題はありますが、会員の負担や不安の軽減に努めながら、成年後見制度の受け皿として、貢献できるようにしていきたいと思っている。 行政書士会の任意団体であるコスモス後見サポートセンターの研修等について説明する。 成年後見制度が発足した平成12年4月以降、全国各地の行政書士は、それぞれのNPO法人等の団体を立ち上げて、制度の利用促進に取り組んできたところです。 その後、全国的な展開が必要であると需要が高まってきて、日本行政書士会連合会が高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して自立した生活が送れるよう、財産管理及び身上保護の支援を行い、それをもって権利擁護に寄与してきたところ。 平成22年8月に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターが設立され、その後、平成24年3月に新潟県の同センターが設立した。
----	---

委員	最近のコスモスの研修の取り組み状況は、県内、各自治会、各団体等を訪問しながら、相談対応、後見人の推薦依頼等の対応をPRしている。また、後見人候補者の推薦や、相談員の派遣等に対応しながら、後見人不足の状況において存在感を高めるように取り組んでいる。 その上で行政書士として後見人として受任するための研修会の実施、知識の習得、倫理観の醸成等を組織的に取り組んでおり、現在、後見等を受任している会員は、年4回、3か月ごとにコスモス本部への報告義務が課されており、本部で経過記録等の確認をチェックしている。 最近の状況では、令和6年4月1日現在で、コスモス新潟の会員数は44名。7月末現在で会員が受任している件数は152件ですが、全会員が後見等を受任しているわけではない。そのうえ一会員が複数件受任しているのが現状。 そういった関係で1人でも多くの会員が受任できるような体制作りが今後推進されていく必要があると思っている。 私の方からは市長申立ての件数ですが、令和4年度が37件で、令和5年度が27件でした。10件ほど減少しておりますが、令和元年から見ると3年、4年は若干増えていますが、ほぼ横ばい。 報酬助成は、令和4年98件に対して、昨年87件と若干こちらも減少していますが、令和元年から見ると、増加傾向。 先ほどから話題となっている、後見の受任についてどのようにしているかは、昨年度はほとんど個人的にお声掛けさせていただいており、弁護士にお願いしたい場合については、裁判所に一任ということをお願いをしている。 リーガルサポートにお願いしたい時には個人に連絡をしているケースが多く、ばあとなあ新潟だと、先ほど説明があったように単独で事務所をされている方もおり、個々に持っている支援員の情報を集めた中で、この方に依頼しようというような状況になっていますが、やはり事前の内諾なしの裁判所一任でお願いした場合、決定までかなり時間がかかってしまうので、できるだけ内諾をもらって申立てをするようにしている。最近は行政書士会のコスモスにお願いするケースが多くなっているように思う。 ただ、コスモスにお願いした場合、弁護士、司法書士、社会福祉士は、裁判所で後見人として認められているので、内諾を得て申立
----	---

委員	ての形でいいが、行政書士の場合は、一般の方と同じ扱いになるため、個人の住民票、収入関係、経歴ということで、かなり提出書類が多い現状なので、専門職と同じように、家庭裁判所で認めていただけると今後より幅が広がるのかなと感じています。 昨年アンケートの中で少し記載しましたが、市として、終末期をどのように迎えていきたいかということで、BCPや終活を進めており、成年後見センターからの報告の中でもありましたが、本人からの相談で、今後の心配についての相談が20件ということで、多くなっている。 今すぐに制度が変えられることではないとは思いますが、そのような活動をしている中で現状の法定後見制度では、判断能力の低下がないと使えず、任意後見になると使うためにはお金がかかるという課題があるので、終活の準備を進める中で、より使いやすい制度や仕組みができるといいかなと感じているところ。 当センターも後見制度への関わりは、受けるほうではなく受けてもらうように願う立場。 当然、皆様方の認識と同じで利用者が増えているというのは一つありますが、やはり市長申立てをされた時など、後見人への成り手不足で候補者の選定には困っている。 先日、当方が把握しているケースで、急な事故で救急搬送されたケースがあった。病院の医師の見立てでは当初後見になると言われていて、準備を進めていましたが、結果としてはリハビリが順調で補助類型にも当てはまらないくらい回復したケースがあり、現場の支援者が利用者の状況や障害の回復時間をしっかり見極めて考慮すること、現場の視点というのがとても大事なんだなどの印象を受けた。 特に支援者が成年後見制度の利用ありきで話を進めていくと、若い人でも、以降ずっと後見人がついた状態になる。これはご本人にとってはあまり好ましくないですし、成り手が不足している後見人の現状にとってもあまりよくないことだと思っている。ですので、我々は現場の方に「他のサービスで補えないのか」ということを常に意識してくださいとお伝えしている。例えば、社協の日常生活自立支援事業や他の福祉サービスなどでサポートできないかということ。また市長申立てをされる時も、当然一番考慮しなくてはいけないことは本人の意向で、次が親族、それでも難しい場合に市長申
----	--

委員	立てになるはずですので、そこまで意識して欲しいとお伝えしている。 アンケートにも記載していますが、各病院の急性期、療養期、慢性期、回復期とあり、施設入所という段階になると、お金の面や保証人の問題があり、そういった支援をしてくれる人が決まらなると、なかなか施設への入所は難しいと言われる方が多くいる。 病院で入院を継続しなければいけない入院長期化の状況が出てきている。 その中でも事案としては救急で入院したがその方には身寄りの方が最初いない状況。確認していくと、実は県外に親族がいたためようやく連絡をとっていても20年から30年本人との交流がないような方だった。しかし血のつながった親族のため、各種申請等はどうするかという話になったものがあつた。その方は急性期の病院から当院に転院しましたが、認知症の治療も開始している中でまだ本人から同意を得られる状況にありますが、今後はまず各種申請をどうするか、その申請が本人に難しければ後見制度の申し立てに伴う経費をどのようにしていくかという状況になる。 先ほどから各団体の難しい受任状況のお話がありましたが、受任までに時間がかかってしまう状況について、何とかできないかと病院の立場からは考える。 その時間が少しでも短くなれば、その方の生活を支える時間に使えるだろうと思うとともに、病院だとやはり医療的な処置が必要な方を優先して対応する状況ですので、その方たちが入院中に生活する能力が低下していつてしまうなどの状況はあるので、なんとか時間を短くできないかなと思っている。 各団体の説明から素晴らしい取り組みも聞くことができ、ばあとなあ新潟のゼロイチャクションも良い取り組みだと思う。例えば、成年後見センターで、名簿に記載があるがまだ受任していない方のリストアップもできるのか。どういうふうに対応すればそのような方が受けてくださるのかなという対応にもつながると思いますのでそのような場合の見本となるのがばあとなあ新潟の取り組みだと思う。このようにうまく取り組みながら、少しでも担い手を増やしていけるような状況ができると良いのではないかと考える。 各団体において様々な状況の方がいらっしゃるので一概には言えないと思うが、お聞きしていると少数の方が手一杯やったださ
----	---

委員	っているというような状況だと思うが、どの団体がどれくらい受けることができるのかを可視化していけると、お願いをする時に、この団体であればもう少し待てば空きが出そうだと、ということで直接アクセスができて、候補者を探す時間の軽減ができるのではないかなと思う。 また、困難事例に関しての調整機能については、やはり成年後見センターで動いていただけると事前の聞き取りなどを行いながら、受けられるケースに時間をかけていくよりも、受けられないケースについて検討会などで、どうして受けることができないのか、どうしていけば各団体で受任してもらえそうかという検討を深めていければ良いと考えており、そういった検討を私達も協力させていただきたいと思っている。 金融機関の実務としては成年後見人等と接点を持った時点から預貯金等についての関わりが中心になってくるため、この制度の普及が非常に大事だという認識がある。 その中で、成年後見センターのパンフレットにつきましては各支店に備え付けをさせていただいている。見やすいパンフレットだと思っており、これを来店されたお客様で、相談先がわからない方、預金の取り扱いについて成年後見制度の利用が必要と考えられる方には、活用して紹介をさせていただいている。ただ預金関係でご不明な方はそもそも成年後見制度について良く分からない方がほとんどであり、一覧性をもっと高まり、どこに相談をして、どれくらい期間と費用がかかり、どのような手続きが必要なのかという記載があると活用する方としては、より使いやすいのではないかなと思っている。 銀行でも保険会社からパンフレットを用意してもらっており、それを含めて複数のものを使用して、お客様にご案内するというケースがあり、保険会社作成のものだと法定後見制度の申立てをしたら審判確定までだいたいどの期間の記載があり、任意後見制度の記載もあるという内容。 保険会社によって作りに違いがあるため兼用をしているところであるが、そのような内容もあり、については社会福祉センタートモシアに相談窓口があるというものがあると金融機関としては説明がしやすいと考える。 このパンフレットが金融機関としては大変助かっているという
----	--

	ところで、最近多いのは相続をされる際に相続人が窓口に行き、高年齢化によって判断能力に不安がある方が多くなってきており、その方に意思能力について確認することが大切なため、確認すると後見制度の利用が必要ではないかというケースがある。そうなるとう成年後見人が必要ということや、成年後見センターにご相談してくださいというケースが出てくる。相続の傾向としては今まで健康のうちの本人の心配ということが多かったが、今は相続される方自身の高齢化が多く見受けられているところであるため、成年後見制度の普及というのが重要であると考えている。 一方で先回の会議でも紹介しましたが、金融機関としては、遺言代用信託など信託の機能があるため、こういったものを紹介する機会が多いという実態がある。特に遺言代用信託というものが当行にはあり、これは預金に関して任意後見制度に近いものであり、ご本人の意思がある段階で、自分の預金に関して、親族にどのようにするかを信託銀行に信託していただくという制度で、第四北越銀行で言うとなぐプランとみまもるプランという2種類のものがある。つなぐプランは万が一のことがあった場合に、信託という形であらかじめ決めておき、相続を簡素化して、予め決めておいた親族が預金をしっかりと受け取ることができるものとなる。 もう一つのみまもるプランについては、意思能力がなくなった段階で医療費の支払いなどについて、親族から窓口に来ていただいて必要な支払いができるというもの。 このような二階建ての準備があるが圧倒的に利用が多いのはつなぐプラン。万が一のことがあった場合にご家族に遺言相続をしてもらうことになるが、みまもるプランは肌感覚となるがまだまだ利用は少ない状況。 当行としては信託の受付件数が増えてきている。いくつか口座がある中でもすべてを信託するわけではなく、一部を信託しておいて時期をみて改めて他の口座についても信託する等、様々なケースの対応があります。自分が判断できなくなった時への備えを気にしている方が多くなってきていて、今のうちから相談したいという方が多くなってきている状況ですので、公的な成年後見制度と民間の信託などを並行してご案内していくことが多くなっていくのだろうと考えている。 制度利用の普及を図るためにも、成年後見センターのパンフレットについて内容を充実していただきたいと思っている。
--	--

委員	普段は精神保健福祉の相談員をしており、精神障害者の地域での生活支援を行っている。 現状では成年後見制度にすぐに繋がるような相談対応というのは多くはありませんが、今後、独居で高齢になってくると判断能力が低下し、どのように生活していきたいかという事などに支援が必要になってくる方がいると思う。今はまだ良いけれど、判断力の低下についてなかなか自分で認めることができない方や、制度利用が必要であるが理解や同意をしてもらえずに先に進まないというケースが出てくることが想像できる。私たちも早期から、将来どうしたいかという話もしていけないといけないと意識しているところ。 ただ、実際にそうなった時に、ほとんどの方にはたくさんの支援者がついていますが、本人の意向によって話が進まず、本当はサービスによる支援や施設利用が必要であるが本人の意向によりなかなか進まないという時、後見人等にも支援を受けながら支援について考えることができると良いと思う。 しかし、このような状況だとなかなか受任に繋がりにくいと思いますが、だいたいそれぞれの方に支援者がついているので、一緒に一員として支援に協力していただきたいと思っている。 後見人がついたからと言って全てお任せではなくて支援者も含めて一緒に検討しながら本人のサービスの必要性等を考えていければ良いと思う。
委員	社協では法人後見の受任を行っており、職員 3 名を中心に対応している。 令和 6 年 6 月末現在の受任件数は 29 件で、終了しているケースは 13 件です。 先ほど説明にもあった権利擁護支援者養成講座を修了した方で日常生活自立支援事業の生活支援員を経験している方の中から今年は 3 名の方から法人後見の支援員として活動していただく予定となっている。 毎年少しずつでも養成講座を修了した方が現場で活動できる機会を作っていきたいと考えている。そして法人後見以外でも日常生活自立支援事業を受託していますが、令和 6 年 6 月末現在で 85 件の利用となっている。 認知症の高齢者が 38 件、知的障害が 28 件、精神障害が 19 件と

事務局：福祉総務課長	なっており、数年前は高齢者が圧倒的に多かったが、現在は障害の方も増えてきている現状。 成年後見センターは令和4年10月の開設に伴い日常生活自立支援事業の相談も増えてきています。利用についても初回の訪問を少し待っていただいている状況となっており、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行については令和5年度から今年の6月にかけては3名が移行しており、社協が受任したものは1件であり、他2件は第三者後見人として弁護士、社会福祉士が選任されている。 日常生活自立支援事業はほとんどが支援者からの相談となっておりますが本人との契約のサービスであるため、利用までには何度も本人と面談を行い、理解したうえで契約を行う。 近く契約予定の方についてはご夫婦ですが初回相談が昨年の今頃であり、支援者は必要と思っても本人達が納得しなかったケース。その間支援者、社協職員が面談を繰り返し1年後に納得の上契約に結びつこうかというところ。 第三者に財産管理を任せるということは、抵抗を感じるものであるため一連のプロセスを大事にしている事業になっている。 日常生活自立支援事業の利用歴がなく、法定後見を利用する方がほとんどですが、支援を受けることに慣れていない方は支援に拒否感を示す方も多いと思う。意思表示が確認しにくい方であっても、支援を行う際には意思決定を重視する意識がないと後見人は苦勞すると思う。支援者だけの都合で利用を進めても後見人は苦勞するうえ、そういった不満が後見人への苦情に繋がらねないと思う。当会で受任している方でも利用に納得できずに財産管理をさせてもらえない方もいる。どうして自分が後見制度を利用することになったのかも、あいまいであり、認識していない方もいらっしゃるのでは急ぐ事情は個別にあると思いますが、本人の意向確認については慎重に行うべきだと思う。後見人が全て解決できるわけではないため、それぞれの団体所属の専門職が受任に慎重になっているのだと思う。 長岡市は長岡市社会福祉協議会の法人後見事業に対し、運営補助金を交付し財政的な支援を行っている。 共有したいことの1点目として長岡市は例年9月にすこやか・ともしびまつりという福祉のイベントを開催しており、このイベント
-------------------	--

事務局：成年後見センター担当係長	では子どもから大人まで、障害の有無を問わず誰もが楽しめる市のお祭りをコンセプトとしており、福祉・医療・健康団体による体験コーナーや活動紹介、車椅子操作体験、AED体験などの様々なブースが出展されている。コロナ前までは例年2万人前後、コロナ禍明けの2023年は1万人を超える方が来場されております。関係団体等の取り組み等をPRする良い機会であると思っておりますので、今年度の団体についてはすでに締め切っておりますが、次年度以降で、参加希望があれば、ぜひ調整をさせていただきますので、ご連絡いただきたい。 ちなみに今年度の開催は9月14日、15日の2日間、場所はアオーレ長岡のナカドマが中心。9月14日には成年後見センターにおいてイベント内で制度説明セミナー及び後見人の集いを開催する予定。後見人の集いでは、すでに後見人として活動されている方や、これから後見人としての活動を考えている方を対象に座談会を予定している。詳細は市政だより9月号に掲載予定でございますので、ご興味のある方が周囲にいらっしゃれば、ご紹介いただければと思う。 続きまして2点目。成年後見センターがオープンして以降、他市からの視察の受入れ等を積極的に行っている。今年度は5月に三条市からの視察を受け入れた。 また10月には民生委員・児童委員協議会ではありますが、出雲崎町が成年後見センターへ視察に来る予定。 今後も引き続き、長岡市全体で権利擁護支援に取り組んで参りたいと考えている。 担い手の育成に関して、権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰを本年度は令和6年11月8日、15日、基礎編Ⅱを令和7年3月5日、7日に予定をしている。講師の調整にお声掛け頂いた際はご協力をお願いしたい。 この講座には昨年度、基礎編Ⅰは42名の参加があり、市民の関心の高さがうかがえる。社協の広報なども通じて市民の皆様にお知らせしたいと思っている。また、法人後見支援員の活動についても検討と準備を進めているところ。市民後見については市民に向けた養成講座を継続的に実施しながら担い手育成のための土壌づくりをまずは進めていきたいと考えている。 また、将来的な候補者の受任調整に向けてですが、弁護士会、司
-------------------------	--

	法書士会、社会福祉士会、高齢者基幹包括支援センター、障害者基幹相談支援センターから協力をいただき、ケースの検討会議を行っている。成年後見センターに申し立ての相談があり、その際に候補者不在のケースについて、今後予測される後見事務、付与が必要と想定される権限、ふさわしい後見人候補者についてなど、課題の整理を行い、債務整理等の問題解決した上であれば、受任につながりやすいのではないかとということ等、助言をいただきながら検討している。 他に、当センターに寄せられる相談の対応についてもアドバイスを頂いている。その際に、申立ての検討をするうえで必要となる情報を共有するためのアセスメントシートの作成も、同時進行で進めている。今後はケース検討会で課題を整理した内容に関して、家庭裁判所と情報共有を行う体制について協議させていただきたいと思っている。将来的には長岡市として受任調整の形につなげていければと考えておりますが、まずは受任団体と家庭裁判所の情報共有する機会を当センターが中心となって設けていきたいと考えている。 それから普及・啓発についてですが、様々な団体から依頼を頂いて取り組みを行っていますが、今後の大きなものとしては福祉・介護・健康フェアが11月10日に予定されており、司法書士を講師に、信託についての講義を予定。 それから先進地視察及び情報収集についてです。9月25日に燕市の受任者調整会議の見学及び情報交換をさせていただく。市民後見人の育成と活用についても情報収集する予定。 本日、皆様からご意見いただいた受任者調整に関すること、支援者へのバックアップ体制の構築など成年後見センターに求められていることについて改めて責任を感じているが、引き続き助言を頂きながら少しずつ取り組みを進めていきたいと考えている。
委員長	貴重なご意見をいただき、私も知らなかったことがあり参考になった。各委員の意見を受けて事務局からの補足があればお願いしたい。
事務局：成年後見センター担当主事	パンフレットの充実も必要という意見を頂いた。現在のパンフレットも活用いただいているとのことで非常にありがたいと感じている。実際に金融機関の窓口で成年後見センターを紹介してもらっ

	たという相談者の方を何件か対応しており、このような形で当センターに相談いただければよいと思っている。 パンフレットの内容についてですが、私どもで成年後見制度の説明をする際は、こちらのパンフレットに加えて新潟県社会福祉協議会が作成している制度説明のパンフレットを使用している。 新潟県社協のパンフレットと内容が重なる部分もあり、現在使用している成年後見センターのパンフレットはあくまで相談窓口として当センターを知っていただく入口としての活用を想定して作成したものになる。もう少し情報を盛り込んだほうが良いという意見もあるかと思いますが、今すぐ改定ということではなく、少し検討の時間を頂くが、現行のパンフレットを活用いただきながら意見を収集し、今後の改定のタイミングでブラッシュアップできるようにしたいと思う。 受任をまだしていない方に向けた取り組み、早く受任者が決まるような取り組みについてご意見いただいた。前回の協議会においても各専門職団体の空き状況をリストアップするのはどうかというお話があり、各団体と意見交換しておりますが、すぐには難しいというところが現状。あくまでも後見人は支援者の一人であるため、今いる支援者の皆さんと一緒に取り組んでいく事が大事だと思う。そのためにやはり今、チームができあがっていないようなケースを受任する際にはチームを作るための支援についても、当センターで取り組まなくてはいけないと思っている。そういった点について、他の支援者や当センターが関わっており、そういう状況であれば受任できるのではないかということで候補者の方に手を挙げていただけるよう、安心材料の一つとして、支援者チームの構築にも積極的に関わっていきたいと考えている。これらについては今後の課題であるため注力していきたいと思う。
委員長	弁護士会では、他の団体で受任ができなかったようなケースの推薦依頼が来ることが多くある状況。例えば最初の段階で、この問題の一部であれば弁護士が受任するというような、受任前の捌きができている状況であれば、他団体でも受任ができるものかどうかお聞きしたい。
委員	そのような状況であれば受任につながるケースはあると思う。社会福祉士としては、やはり身上保護の部分を期待されているものと会

	員も自覚していると思いますので、事前情報で大きい負債がある、家族間でトラブルがある等の法的課題に関する情報があると、手を挙げることを躊躇してしまう会員もいる。 この最初の課題について複数後見という形なのか、監督人という形なのか、または、まず弁護士に受任していただいて、その後交代なのか、様々な方法があると思う。初期の段階で、法律の専門家にチームとして関わっていただけると安心感はとても大きいのではないかと思う。
委員長	交代というお話も出ましたが、事前のケース会議である程度、債務整理などの定型的な法律行為の部分だけ法律家が引き受ける調整ができていて、或いは親族間の争いとなると最初だけの関わりだけでは難しいかもしれませんが、交代を前提に弁護士が受任して一定のところで他専門職に引き継ぐ等の形ができると良いと考える。 そのようなことも含めて家庭裁判所とも調整をしながらになるかもしれませんし、成年後見センターの方でまとめてもらえるような形になると良い。
委員	その辺りはあまり課題にならないかなと思う。 今、リーガルサポートに登録して後見業務を行っている方は裁判業務も実績がある方々であるため、よほどの件でなければ司法書士として自分で対応できるだろうと思っている。ただそれ以前の問題として、ケースが難しそうということになると、その対応に時間を割かれてしまうことから受任者が見つかりにくいということになると思う。 どちらかというと親族間の争いがあることや、本人が亡くなられた時に身寄りがいないということで受けにくいケースもあるため、家庭裁判所から細かいケースの内容を提示していただいた上で、判断するということになる。 しかし、そもそもの受け手の人数の問題もあり、なかなか受任できないというのが現状。
委員長	法人後見受任に関しては最初に弁護士が入ることで受けやすくなることは考えられますか。
委員	法律的な問題が解決し、残るものが身上保護中心となれば当然法

委員長	人後見でも受けやすいと思う。今後、市民から法人後見支援員として活動してもらうことを考えると身上保護中心の方が適切な訪問先になると思う。かといって簡単なケースばかりを選んで受けることはできないのでバランスを取りながら受任していくことになるが、法律的な課題をクリアすることができれば法人後見としても受任しやすいと思う。 そういう意味でチームを作るのはこの協議会の目的でもありますし、成年後見センターの大きな役割だと思いますので、各支援者をまとめていただいて、私たちも自発的に協力をしていきたいと思う。各団体の皆様もよろしくお願いしたい。 貴重なご意見ありがとうございます。これまで出されてきた意見と重なる部分も多くあったかと思うが、改めて課題がまだまだ多いことを認識する機会になったと思う。この課題を今後の協議会の議題にして、議論を深めていければと思う。 議事２「その他」に移る。全体で共有しておきたいこと等あれば発言いただきたい。
委員	昨年の秋ぐらいの新聞記事の話になるが、認知症の方について金融機関は認知症と知った時点で銀行口座を凍結するので、認知症になる前に何とかした方が良いという記事が掲載された。掲載後に当方にそれに関しての相談が何件かあったのですが、実際に先ほど金融機関では判断能力が低下している方について成年後見制度を紹介することもあるというお話があったが、実際そういう方がいたらすぐに銀行口座の凍結はされるものなのか。
委員	当行の取り扱いについての正式な回答は本部との協議となる。その場ですぐその凍結ということは亡くなられた場合はそのようになるが、認知症というだけで凍結するということは私の認識の中にはない。意思確認がどのようにできるかがポイントとなり、その判断基準は様々なケースがあるため、したがって、すぐ凍結するという認識はない。
委員長	口座凍結というといろいろな意味合いがあると思うが、窓口で出

	金や手続きができないという意味合いでよろしいか。
委員	支払い等が全くできなくなるような手続きは本人が亡くなったことを把握した時点で行いますが、認知症を理由にすぐ凍結させることはないと考えている。
委員長	ケース検討会議に私も参加しているが、他の団体からも引き続きご協力を頂き、本人に成年後見制度が必要かどうかや、事前の調整、いろいろな団体のいろいろな役割の方が協力することで解決していくこともきっとあると考える。
事務局：福祉総務課担当係長	皆様ありがとうございました。 オブザーバーの家庭裁判所から全体を通して一言いただく。
オブザーバー	長岡市の市長申立てではほとんどの案件で候補者を挙げていただいており、候補者が決まっているものはスムーズな選任に繋がっているため感謝。 家庭裁判所としては制度利用前に成年後見センターにおいて、権利擁護方針が策定されることで、本人の課題と後見人のミスマッチ事案の減少に繋がると考えており、これは今後になると思うが、受任者調整会議に出された多角的な検討や、候補者の調整結果を十分に考慮して、裁判所が候補者を選任することは、申立て前の支援と申立て後の支援の連続性に繋がり、それは苦情を生じさせない土壌づくりにもなっている。この点に関して、制度整備として裁判所でできることがありましたら、協力させていただきたいと思っている。 仮に選任後、新たな課題が生じることや、親族等にトラブルがあるなど、後見人の交代が必要な場合には、その段階で、裁判所にて新たにふさわしい後見人を選任していくことになります。 そういった場合の情報共有や連携についてもお願いしたいと思っている。 先ほど少し後見人の交代についての話も出ましたが、現状、本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合わせた支援を受けることができないことが指摘されており、後見人交代に関するルールのある方に関して、法制度の見直しも行われているというふうに聞いている。

事務局：福祉総務課担当係長 事務局：福祉保健部長	次に専門職団体による候補者推薦についてですが、裁判所は本人に相応しい後見人候補者を選定するために必要な後見の現場への深い理解や福祉に関する知見に欠けるところがある。 しかし、本人の権利擁護支援のためには、迅速な選任がなされる必要があるため、専門職団体の皆さんに推薦依頼を行っている。 また、裁判所が依頼をする際に事案の特性がわかりにくいというご意見もあるようですので、こういった情報を提供して欲しいといったものがありましたら、ご意見をいただければ検討したいと考えている。例えば全国では、本人情報シートの写しを提供しているところもあるというようなことを聞いている。 最後に、後見人に提出してもらう後見事務等報告書と報酬付与申立ての書式の変更についてお知らせする。これは、これまで財産関係中心の報告内容だったものを裁判所によって身上保護事務に関する事象も、適切に把握するために変更がなされたものであり、運用が令和7年4月からを予定している。令和6年8月には最高裁のウェブサイトにも掲載予定。 最後に事務局を代表し、福祉保健部長よりご挨拶申し上げます。 本日は様々なご意見を賜りありがとうございました。 権利擁護以外にも、高齢者施策、障害者施策、生活保護等を担当している中で、価値観や考え方等が従来と変わっており、家族というものの概念も変わってきていると感じているところ。 先ほど委員から、その人のために早く支援をしてあげたいということも大事だが、最終的にその本人が納得していただかなければその後が大変になるという発言が非常に印象的だった。 人口は現在、減少傾向にあり、福祉に関わってくださる皆さんは本当に貴重で大切な資源であると考えている。それぞれの役割を超えることはなかなか難しいと思うが、それぞれの役割のなかでより良く取り組むために、このような情報共有の場があると思っている。委員長から、なかなか課題が多いというお話もありましたが、この会議でも、またそれ以外の場面でも様々な情報共有をさせていただき、一歩ずつでも前に進められればと考えている。 皆様のご理解ご協力をよろしくお願いしたい。
--	---

事務局：福祉総務課担当係長	以上で、令和6年度第1回長岡市権利擁護地域連携協議会を終了する。 以上
---------------	--